

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(台風:宮古島市防災計画)

宮古島地方は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候に属し、四季を通して暖かい気候で、年平均気温は摂氏23.6℃、年平均湿度の平年値は77%、年間降水量の平年値は2021.0mm、平均風速は4.7m/sとなっている。5月上旬ごろから6月下旬までは梅雨期で、年降水量のおよそ20%がこの時期に降り、梅雨が明けると本格的な夏が訪れ、夏から秋は台風シーズンで、特に8～9月ごろに接近する傾向がある。昭和34年9月15日の宮古島台風(サラ)は、日最低海面気圧908.1hPaで、全国で歴代2位を記録。昭和41年9月5日の第2宮古島台風(コラ)は、最大瞬間風速85.3m/sで、全国で第1位を記録している。さらに、昭和43年9月22日の第3宮古島台風(デラ)は、最大瞬間風速79.8m/sで、全国で歴代4位を記録している。近年では、平成15年9月10日に台風第14号(マエミー)が接近し、10日17時頃から11日17時頃にかけて約24時間暴風域に入り、11日3時00分に最大風速38.4m/s、11日3時12分に最大瞬間風速74.1m/s(沖縄県内で歴代5位、全国で歴代8位)、11日4時12分に日最低海面気圧912.0hPa(沖縄県内で歴代2位、全国で歴代4位)を観測した。

(土砂:沖縄県地図情報システム)

宮古島市には土砂災害特別警戒区域の指定は現在ありません。また警戒地区(レッドゾーン)指定地区内での小規模事業者は確認されていない。

(洪水:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、宮古島全体がおおむね平坦で、低い台地状を呈し、山岳部は少なく、大きな河川はなく洪水の危険度は低いとおもわれるが、近年、大雨注意報・警報が発表された時は、道路冠水が所々で見られるようになった。

(地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、地震6弱以上の地震が今後30年間で25%以上の確率で発生すると言われている。

(津波)

1771年旧暦の3月10日(新暦では4月24日)、石垣島の南南東を震源とするマグニチュード(M)7.4の大地震に伴う大津波によって、宮古・八重山諸島は甚大な被害を受けました。歴史資料をみると、多良間島、水納島を含む宮古諸島全域での死亡者数が2548人(八重山を含めた先島全体では12000人弱)と記されています。特に宮古島の南海岸に位置する宮国、新里、砂川、友利の集落で、591戸の家屋が崩壊し、2042人が亡くなったといった記録があります。この地震による津波は、当時の年号を冠して「明和の大津波」と呼ばれている。

(感染症)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 2,819 事業所(従業員数 17,835 人)

【内訳】

業種	商工業数	従業員数	立地状況
建設業	246	1,964	市内に広く分散している
製造業	168	1,291	市街地に多い
運輸業	87	932	市街地に多い
卸売・小売業	696	3,625	市街地に多い
金融・保険業	22	205	市街地に多い
不動産業	126	436	市街地に多い
飲食店・宿泊業	572	2,819	市内に広く分散している
生活関連サービス業・娯楽業	293	755	市街地に多い
医療・福祉	216	3,261	市街地に多い
サービス業(他の分類にされないもの)	393	2,547	市街地に多い

(資料:H28経済センサス-活動調査)

(3) これまでの取組

1) 宮古島市の取組

- ・防災計画の策定、防火訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・宮古島市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 宮古島商工会議所の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・宮古島市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と宮古島市との間における災害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

2023年4月1日～2028年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・宮古島商工会議所と宮古島市の役割分担、体制を整理し、連携し以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・自然災害時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について指導する(損害保険、共済加入等)
- ・会報やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新たなウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新たなウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

令和6年度までに作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター、チラシ等掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード7.8地震)が発生したと仮定し、宮古島市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)

<2. 災害後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であり、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を当会と宮古島市で共有する。)
- ・国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と宮古島市との間で、災害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・台風、豪雨、地震の場合、職員自身の目線で命の危機を感じる状況の場合は、出勤をせず、自身がまず安全確保をし、家屋の状況、冠水等の状況を確認し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

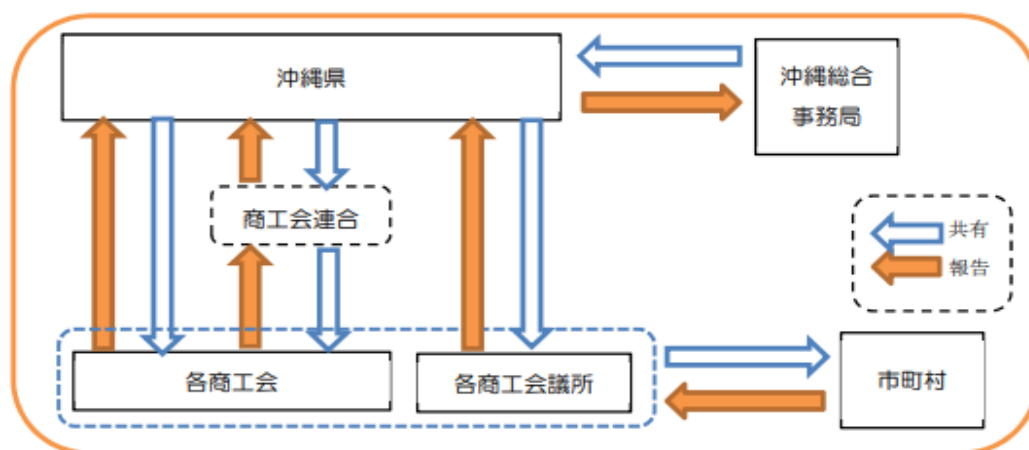
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な災害が生じているものとする。

・本計画により、当所宮古島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	週に1回共有する

<3. 発災時における支持命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、宮古地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当所と宮古島市が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・当所は、別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、宮古島市と相談する(当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や沖縄県、宮古島市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・沖縄県の方針も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和4年12月現在)	
(1) 実施体制	
宮古島商工会議所と宮古島市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制	
<pre>graph LR; A["宮古島 商工会議所 法定経営指導員"] <--> 連携 連絡調整 B["宮古島市 観光商工課"]; B <--> 確認 連携 C["宮古島市 防災危機 管理課"]</pre>	
(2) 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
① 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 下里善盛（連絡先は後述（3）①参照）	
② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 宮古島商工会議所、宮古島市連絡先	
① 宮古島商工会議所 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 240-2（琉球銀行ビル 3 階） TEL：0980-72-2779 FAX:0980-73-1543 E-mail：om-cci01@cyber.ocn.ne.jp（代表）	
② 宮古島市 観光商工スポーツ部 観光商工課 〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 TEL:0980-73-2690 FAX:0980-73-2692 E-mail：syoukou@city.miyakojima.lg.jp	
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額。

調達方法
会費収入、宮古島市補助金、沖縄県補助金、事業収入等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
なし
連携して実施する事業の内容
なし
連携して事業を実施する者の役割
なし
連携体制図等
なし